

近世封建社会土地制度の経済史的一考察： 特に新田を中心として

大庭, 重雄 / OBA, Shigeo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

96

(終了ページ / End Page)

102

(発行年 / Year)

1956-03-31

近世封建社会土地制度の經濟史的一考察

——特に新田を中心として——

大庭重雄

九六

この論文は次のような構成で書いた。第一節—序論 第二節—近世封建社会における土地制度の一般的推移 第三節—近世封建社会における新田制度の一般的推移 第四節—新田を中心とする近世封建社会の土地制度に対する一考察 第五節—結語
従つて要旨もまた第二節第三節第四節の順による。

一 近世封建社会における土地制度及び

新田制度の一般的推移

近世を經濟史上からみれば二百六十年の過程において封建的經濟様式が次第に崩壊してゆくのに反して非封建的經濟様式である早期資本主義的商品經濟様式が漸次その社会内部に發展していつた時代である。近世封建社会はその成立の当初から相当に成長した矛盾を有していた。その一つは二百万人を数えた武士が農民を直接的にまたは間接的に誅求して、江戸及び諸藩の城下において都市生活を営む非生産者と化したことである。そこで都市の發達

に従つて前時代よりも広汎な道が商品貨幣經濟の進展や高利貸資本の發展の前に開かれたのである。

その結果農民より徴収せられたものの大部分は、貨幣經濟の發達によつて都市商人のもとに集中せられてその商業資本や高利貸資本や産業資本などは、もはや封建的權力を以てしては阻止することが出来ない新勢力として形成せられていった。

このような經濟の一般的發展の状況のもとにおいて土地制度もまた大きく進展せざるを得なかつた。すなわち太閤檢地にはじまる全国的檢地の結果は、例外なく「打出」を生じて新たに多額の貢納を生じた。これは農民の犠牲において為されたものである。檢地は封建地代の形態転化である生産物地代の、本格的な成立を告げた。この封建地代形態における劃期的な史的転形は封建的大土地所有上の再編成を示すものであり、農奴制緊縛の編成替の核心を示すものでもあつた。

莊園制の崩壊から郷村制の創設への構造的把握は、何よりも先づ生産物年貢の単純な段別賦課から精密な石高賦課への転化、生産物地代設定に示され「石盛」基準に「打高制」開始に示される。この創設の途を切り招いた検地過程は、後期幕藩的な公権力をその準備者が強力に押し出した過程であった。このような徳川幕府の検地Ⅱ租法諸条例の完成は貞享Ⅰ享保の際に行われたのであつてこのことは生産物地代形態の本格的確立でもあつた。

これについて行われたものは新田開発であつた。新田開発は封建的生産関係の維持強化のための唯一の方策であつた。それはまた農奴制の横への拡大再生産としての幕府諸藩の補給路でもあつた。

二 近世封建社会の土地制度に対する一考察

近世封建社会の土地政策の中でその最も代表的なものは第一に田畑永代売買禁止令、第二に田畑の質入の禁止、第三に分地の制限である。第一の禁止令は寛永二十年三月、富者に土地の集中することを考慮して「向後田畑売買可為停止事」と規定した。第二の禁止令は田畑の質入からその質流れによる「流地」を放任することは結局永代売買の禁制を有名無実にするので規定された。同じ趣旨から土地の「書入」も亦二重「書入」も取締の対象となつた。第三の禁止令もまた土地の過小化の制限を目的とした。

すなわち、寛文十三年六月には「名主二十石以上、百姓拾石以上」それ以外のものは「石高猥分申間敷」ことが命ぜられ、正徳三年七月には分地制限の標準を石高十石地積一町とし「なお残り

高も此定より少し残べからず、然る上は式拾石地面式町より少き田畑持之、子世を始諸親類之内へ田地配分不相成候」と規定した。以上の禁止令は実行は困難であつたが、これによつて土地の兼併及びその過小化が現実に進展したことを示すものである。

近世封建社会においては、一方において土地の兼併を、他の一方において土地の細分化を招来したので、これを阻止する諸禁制を發布したものである。さらにその封建的収取部面の拡大のために新田開発、荒地起返の政策を採用した。そして幕府は享保以後積極的な新田開発を採り、三年乃至五年の鑑下年季を附与して、年貢の賦課を猶予し、または古田畑に比べて一斗方の「下免」をなす方法をとつた。特に前期的資本の農村経済への侵蝕の典型として町人請負新田が存在した。貞享四年十一月布達の「御勘定組頭並御代官可心得御書付」において「町人請負新田畑、向後停止たるべし」と規定されたが新田開発が多額の費用を要する点からもこの禁止令は結局無力化した。土佐藩は土地の分化と農産物の多様化で商品経済化した地方として知られるのでこの例としてみる。川北村は安芸川、伊尾木川の三角洲を主要部分とした北部間に江川部落を控え南部は太平洋岸に面している。その為肥沃の土地を一朝にして流失して不毛の原野とすることも再々である。この様な自然の脅威に対しても生産力発展の努力は為された。

野中兼山の執政以来幕末に至る間特に新田開発の進行が見られ安政四年には総石高の四割弱が新田であつた。土佐では農民を分類して「本田ヲ所有スル者ヲ百姓ト唱へ、新田所有ノ者ハ之ヲ間人ト称シ、或ハ本田新田ノ別ナク地所ヲ所有スルモノヲ百姓トヨ

ビ、村方ニ依テ其ノ方法一定ナラス、藩政中郡方へ差出セル宗門帳へ記載有レ之内其百姓ト唱申候者ハ吉凶ノ都度上下ヲ着用シ一刀ヲ帶シ土地ヲ所有スルト雖モ百姓ト不唱者ハ袴ヲ着シ、他人ノ土地ヲ小作スル者ハ上下袴ヲ着用スル專能ヘザル等ノ定期相立有之田ニ候(土佐國地方慣習手引草)と本田を作徳するものを御百姓として重要視した。特に本田の荒廢を防止しながら新田開發を奨励した。川北村では本田耕作者二百三十八人を「本百姓」としその他の百九十九軒に居住する者を一括して「間人」と称し、但し「田地作り宛初、或は他所働、日雇、駄賃附、地引綱引子働仕申候」と規定した。

天保二年の「本田地押之事」の資料で本田に關しては変化が少ないことがわかる。

安喜郡川北村本田地押之点

都合地百拾三町壹反拾三代四歩

右之内

一、地拾五町三反八代壹歩

内

外ニ五代 石坑墓ク子開

ノ地拾五町三反拾三代壹歩

内

拾町九反四拾九代壹歩

外五代 石坑墓ク子開

ノ地拾壹町四代壹歩

式反式拾九代壹歩

五藤知行

川北分

荒

拾四代

壹町七反拾九代

八町九反四拾貳代

四町三反九代

四反式拾三代式歩

拾六代

四反四代壹歩

三町四反拾五代三歩

一、地壹町 田

一、地壹反拾七代三歩 畑

一、地八反四拾九代四歩 田

一、同七反四拾四代四歩同方 田

一、同九拾四町九反拾三代五歩

外ニ式拾四代四歩 石坑並墓ク子開

ノ地九拾四町九反三拾八代三歩同

内

六拾六町四反式拾三代四歩

外ニ式拾四代四歩 石坑墓ク子開

ノ地六拾六町四反四拾八代式歩

三町壹反四拾三代

式拾五代壹歩

壹反九代

七反五代五歩

拾壹町壹反拾七代三歩

屋敷

畑

田

江川分

荒

屋敷

畑

清水寺領川北分

田 同

田城寺領 同

大鋸上リ知 同

藤島上リ知 同

御蔵入

川北分

荒

御遣付引地

井捐田

屋敷

畑

五拾壹町四反三拾貳代

式拾八町四反四拾代

拾壹町壹反式拾代五步

四反拾三代

貳町六反壹代

三反四代貳步

拾四町五步

田 江川分

荒

屋敷

畑

川原畑

田

延宝三年「百姓控の新田」並に、延享四年の「新田檢地並に野

取」によると新田開發が着々と行われたことがわかる。

安喜川北村百姓控新田檢地

惣合貳拾九町四段拾四代壹步方

内

拾六代式步

四反式拾九代

六町三反壹代四步

八反式拾五代三歩

式拾壹町七反四拾壹代四分

以上

延宝三年三月廿一日

安喜川北江川
松田島村新田

石坑

荒

畠方

屋舖

田方

柏原役右衛門
森十郎太夫

正木伝兵衛

山崎 又助

(以下六名略)

安喜郡川北村新田檢地野取之事

延享四卯年正月廿九日

合地八町六反式拾八代五步

右之内

一、地式反拾貳代五步

式反八代三歩

内四代式步

一、地八町四反拾六代

式拾六代式步

式反七代五步

式拾八代

三反四拾三代

内 四拾八代五步 酉拾拾ヶ年免許

四町五反二代

三町式拾三代式步

内 三拾四代 未拾ヶ年免許

壹反三拾五代三歩

四拾五代 今卯拾ヶ年免許

野町 永藏

山本新藏作式

上田

中田

地分堀明

屋敷

上島

中島

下島

上田

中田

下田

土佐藩の新田の發達をみる。土佐藩の郷士は一般に救済郷士の名で呼ばれているが、その当初においては旧秦氏遺臣の懐柔策として創設されたものであるが、やがて本田の不足に基く新田開發のために利用されるに至り、傍ら藩の兵備の一半を担当させるに至つた。このように郷土登庸の目的は新田開發並に秦氏遺臣の救済にあつたので、藩はその出願者の家系並人品改を励行する為

に、御徒歩目附役である村与左衛門、下村少八をして正保より明曆に至る間その役に当らしめている。そして当時「大野取」なる空閒地の見立開墾の上領地とした。

百人衆郷土は、家系正しい旧秦氏遺臣の取立を絶対的条件として、正保元年創始されたものである。正保、慶安、承応にわたる約拾年の才月を経て百人郷土は一部秦氏遺臣の宿望を満足せしめて終了したが、国中の荒蕪地は随所にあり、また郷土登庸を希求するものも多かつたので承応二年夏秋より依然として郷土登庸の方策を継続し、その待遇、条件は百人衆郷土に準拠した。その方法は「百人衆並奉望面々領知坪付差出之伯耆殿へ差上ると直々坪付之裏へ」「其方事百人衆並に被召抱候間、百人並御奉公可被相勤、表面之領知可令開知、若先望有之は可申来、可遂吟味二者也。明曆何年月日野伯耆判形、何野何右衛門殿並郡奉行百姓中」として召出された。こうして「在々山分野伏共」は百人衆並として登録され、慶安二年以降は御取初に参加を許されて遂に家中侍に括抗する一勢力となつた。この時代になると登庸の目的は明らかに藩の新田開発に変わつてきた。

野中兼山のこの政策も寛文三年の所謂「改替」を以て一応終焉した。しかし彼の創始した新田開発と郷土制度は依然として継承された。しかも、その郷土取立の吟味も初期のように厳格を尊ばず、むしろ彼等に荒地開発の許可を与えて極力新田の開発を奨励し藩財政窮乏の防止を計らんとし、郷土もまた農民を使役して鏡意その増大を計つた。このようにして従来郷土登庸の絶対的条件であつた身分的制限は第二義的なものとなり、新田開発に要する

資力の具備如何がその重要点となつた。事実「郷土始リヨリ只今迄相続キ候者之内、百人衆郷土ハ稀ニ相成、百人並之者モ最早鮮ク成候」(郷侍一)となり宝曆の頃になると藩庫は全く窮乏に瀕した。

そこで財源を得る為開墾を西部僻陬郡に求めて遂にその身分的制限も撤廃して四民の最下位に置いた町人にも郷土登庸の途を拓き、郷土制度の質的転換が行われた。宝曆十三年の「幡多郷土召出」の布令は、この間の事情を詳細に物語つてゐる。

覺

一、近年幡多郡段々人減ニ相成猪鹿徘徊いたし候而、作荒之田地夥敷出来逐年衰候様ニ相見え候。依之此度御詮議之上新規郷土被召出、諸郷中ニ被着置荒地開發可被仰付候条、望之面々ハ於幡多郡一本田新田ニ不拘必定開發可成荒所見立願出候は、地高三拾石領知ニ可被下置候事

一、爾来郷土被召出候者ハ先祖之筋目所業改、敵ニ被仰付候へ共此度御出向ニ付被召出輩ニ限、父祖之所業ハ不及申縱令出身商売仕候共御詮議之上可被召出事。但先祖代々之内被処敵科候者之親族は不_レ被召出事。

一、領知開發願出候節郷浦町人共其支配方へ暇之儀願出、無障段聞届之上証拠人兩人相立住居支配之庄屋相改、無_レ相違趣奥書判を以願書可差出、領知ニ開發可_レ仕荒所見立、村附坪付等之書附添取次方へ可差出事。

一、荒所數ヶ所見立願出候共、三拾石分は領知ニ可被下、其余相成之免許を以新田荒は作式ニ本田荒は持地ニ開發可_レ被

仰付一事。

一、右開発之儀其身右地所ニ罷越可令開発候。併遠境ニ罷在引越難參候者ハ相応之代人を以令開発候共勝手次第、幼少者被召出度願之者は後見人相備可願出之事。

右の布達は所謂「町人郷土」の出現のために門戸を開放したものととして大切である。その条文には「開発之儀其身右地所に罷越可令開発」と規定されているが、事實は「遠境罷在引越難參者」として「代人」を立て、開発させたものが多かった。

ついで文政五年の仁井田窪川郷土の召出しは一層こういう情勢に拍車をかけた。召出の布達の本質は更に開放的となり、無帯刀の者も開発願が聞届けられれば即日名字帯刀を差許され、また郷土の本田所持を両郷に限り許可し、その職分の他讓をその自由意志に委ねた。ここに「郷土株」の売買の始りが見られる。

覺

仁井田窪川両郷之義人少之所柄ニ而今以成立ニ不レ至荒地勢多く有レ之ニ付、此度御詮議之上新規郷土ニ被召出、彼郷中江被差置、荒地開発被仰付一候条、望之面々は両郷に於て地高三拾石領知ニ可レ被下事。

但無帯刀の者は開発願御聞届被仰付候へ、即日名字帯刀被差許、領知拾五石斗致開発一候は郷土ニ被仰付候事。

一、爾來郷土ニ被召出候者共祖先の筋目分身所業改、嚴に被仰付候へとも、此度は御趣向を以被召出候ニ付格致之御詮議を以不レ及ニ其沙汰候事。但先祖代々之内被処敵科一候者ハ不レ被召出候事。

一、領知開発願出候節町郷浦人共其支配方へ暇之儀願出、無障致聞届之上証拠人兩人相立住居支配之庄屋相改無違趣、奥書判形を以、願出取次方へ可レ被差出事。

一、右開発之儀右両郷へ引越可令開発。幼年之者たり共後見備願出候儀勝手次第之事。

一、領知野芝三拾石を以割渡開発之筈。但神文米九石二および候時ハ出来被召上之筈。

一、地割之儀は番附を以置籤にいたし相渡之筈。

一、開発之儀は御定御年数之通致開発御收受申之筈。但此度割渡之田開発相済以後、荒捨り候野芝見立開発於願出は見分之作式御聞届被仰付之筈。

一、郷土之者本田所持ニ相成御作法ニ候得共、両郷ニ限本田所持勝手次第之事。

一、両郷開発郷土に被仰付候面々勝手を以て他郷へ住居之儀ニ相成、縦令如何様無、拠願出候而も永代他住堅ニ相成事。

但讓受候者迎も他村住居ニ相成郷村々へ可引越之事。

一、独身之者ハ不レ及申家族有之者ハ一同可引越之筈。但本田新田共地所余計之処へ見合を以住居被仰付之筈。

一、新規ニ被召出候儀ニハ候へ共向々職分他讓勝手次第之事。但相統並他讓之節より郷土職分本式御作法之通、養子又は讓受之者迎も致商売候者其平常之所業等ニ依而爾來差聞候者ハ不相成候事。

石は此度御趣向を以前件之通扱ニ而新規郷土ニ被召出、仁

井田窪川へ引越住居被_レ仰付_二候間、御支配中へ御触聞、望之
 者は差出御取揃来る十月限取次方へ御差出候様御作配可有
 候、以上。

文政五年十三日

深尾又次郎

(以下五名省略)

このようにして城下町高知其の他の町人は一方に商業_ニ高利貸
 資本による武士並農民への取取の手を伸ばし、他方「町人郷土」
 の身分を獲得することにより、「封建的土地所有」の分前に与る
 ことを得た。

郷土の所持する「領知」と「郷土職」とは本来表裏不可分の関
 係におかれていた。しかるに宝暦十三年の幡多郷土の「召出」以
 降、その身分的制限を撤廃して、むしろ新田開発の資力ある者に
 門戸を開放するに至つたことは郷土取立制度の上における劃期的
 現象であつた。

郷土職の譲渡が原則として町人身分には及ばなかつた制限はあ
 つたがこのような制限の存在は郷土職の他譲の対象が、主として
 富裕な町人にむけられていたことを示すものである。「郷土開
 基論」の著者は「従来の賈街の産に塗れたる血統においては、郷
 土の譲を不許こと厳々たる大禁ありと雖も、動もすれば富豪の商
 家より金銭を抛て奸計を廻らし、有司を欺きて他譲受の本望を達
 して、今に至るまで某屋郷土と唱られて、世上の人々を塞に不勤
 者数多あり」と記している。

土佐藩における商業_ニ高利貸資本の發展は、最早「金銭を抛て

廻らし、有司を欺」かずとも、彼等は正々堂々、町人郷土の身分
 獲得を得たのである。他藩にあつては、商業高利貸資本家が、そ
 の封建制下に達し得る最高限に及んだ貨幣財産を、「町人請負新
 田」の形式の下に、投下することによつて、封建的土地所有者と
 なつたが、土佐藩においては、更に武士としての身分を獲得する
 ことによつて公然封建的土地所有の分前に与ることが出来たので
 ある。

前期的資本は第一に封建的余剰生産物を貨幣形態で抽出するこ
 とによつて封建的土地所有関係から独立しこれに対立する貨幣財
 産を形成した。第二に封建的生産方法を積極的に改変せずその社
 会の基礎過程並びに体制をしめつけ、その余剰生産物の圧倒的部
 分を占有し、これを荒廃せしめ分解させた。

本来新田開発は近世封建社会の基盤である土地経済促進の意義
 を以て奨励された筈であるが、やがてそれは、町人の新田地主を
 生ずることによつて次第に強力に逆に近世封建社会崩壊の作用を
 働いたのである。